

産業廃棄物施設の維持管理に関する基準書（中間処理施設）

1. 共通基準

維持管理基準	維持管理及び監視計画
<p>(1) 囲い等</p> <p>ア 中間処理施設に係る敷地の周囲の囲いは、みだりに人が立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。</p> <p>イ 囲いが破損した場合は、直ちに補修すること。</p> <p>ウ 出入口は、1日の作業終了後及び管理者等が不在で施設が無人になるときは、閉鎖し施錠すること。</p>	<p>ア 施設に係る敷地の周囲には、既に囲いを設け、みだりに人が立ち入ることを防止することができるようにしている。</p> <p>イ 囲いの破損を発見した場合は、直ちに補修する。</p> <p>ウ 出入口は、1日の作業終了後及び管理者等が不在で施設が無人になる時は、閉鎖し施錠する。</p>
<p>(2) 表示等</p> <p>ア 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書き換えその他必要な措置を講ずること。</p> <p>イ 立札等が破損した場合は、直ちに補修すること。</p>	<p>ア 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書き換え等の措置を講ずる。</p> <p>イ 立札等の破損を発見した場合は、直ちに補修する。</p>
<p>(3) 排水</p> <p>施設の敷地境界から放流先までの暗渠や開渠等は、定期的に清掃し、他に漏れ出たり溢れ出ないように管理すること。</p>	<p>焼却施設については、焼却炉内への噴霧とガス冷却室の水噴射に水が使用されるが、その排水は熱によって蒸発するため、系外に排出されることはない。</p> <p>破碎施設については、粉じん対策として散水することがあるが、水量を調整することにより、排水が発生することはない。</p> <p>よって、該当しない。</p>

維持管理基準	維持管理及び監視計画
<p>(4) 管理体制</p> <p>ア 産業廃棄物の取扱業務を適切に行うため、施設管理責任者を置き、管理体制を整備すること。</p> <p>イ 施設の適切な維持管理を行うに当たって、必要な事項を定めた取扱マニュアルを策定し、作業員に対して十分な教育を行うこと。</p>	<p>ア 施設管理責任者を置き、管理体制を整備する。</p> <p>イ マニュアルを策定し、十分な教育を行う（添付資料No.5-1「焼却炉作業標準」、No.13「資料No.1 法的要求事項とそれらに対する留意事項」参照）。</p> <p>また、特別管理産業廃棄物の取扱いに際しては、作業員には国家資格である「特定化学物質作業主任者」を積極的に受講させるとともに、危険な作業については、環境計量士等の化学の知識を持った職員と一緒に作業をさせることとする。必要に応じて、その爆発性・毒性・有害性について学ぶ機会を与える。</p>

2.中間処理施設の共通基準

維持管理基準	維持管理及び監視計画
<p>(1) 処理能力に見合った処理</p> <p>ア 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。</p> <p>イ 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。</p>	<p>ア 液状、泥状物については、原則として、受入前にサンプルをもらい、性状及び排出工程等から必要と思われる分析を行う。また、受け入れる際には、目視による性状の確認及び計量を行うことで、最終的な受け入れの可否判断を行う。</p> <p>イ 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行う。</p>
<p>(2) 異常事態の対応</p> <p>産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境保全上必要な措置を講ずること。</p>	<p>産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じた時は、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収及び現状復旧を直ちに行う。</p>
<p>(3) 定期的な点検、機能検査</p> <p>ア 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。</p> <p>イ 施設の機能検査及び保守点検は、原則として月1回以上行うこと。</p> <p>ウ 中間処理後の産業廃棄物の性状を定期的に検査し、施設の正常な機能が維持されるように運転管理を行うこと。</p>	<p>ア 施設の正常な機能を維持するため、1ヶ月～1ヶ年の間で定期的に施設の点検及び機能検査を実施する。</p> <p>イ 施設の機能検査及び保守点検は、原則として月1回以上実施する。</p> <p>ウ 産業廃棄物の処理の状態は常に確認し、異常等が見られた場合には、施設の臨時点検等を行う。</p>

維持管理基準	維持管理及び監視計画
<p>(4) 飛散、流出及び悪臭の防止</p> <p>ア 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>イ 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために、産業廃棄物の受入設備、貯留設備、保管設備、流出防止堤等の設備を定期的に点検し、保守管理を行うこと。</p>	<p>ア 産業廃棄物の飛散及び流出を防止するために、保管する場所を建屋内又は容器により保管する。特に泥状、液状物については、コンクリート構造のピット又は密閉容器にて保管する。</p> <p>イ 産業廃棄物の受入設備、貯留設備、保管設備、流出防止堤等の設備を1ヶ月～1ヶ年間で定期的に点検し、保守管理を行う。破損等が発見された場合は、早急に修復する。</p>
<p>(5) 害虫等の発生防止</p> <p>ア 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。</p> <p>イ 必要に応じ、殺虫剤等の散布を行うこと。</p>	<p>ア 日常業務として、構内清掃を実施する。</p> <p>イ 害虫等が発生した場合には、殺虫剤等の散布を行う。</p>
<p>(6) 騒音及び振動の防止</p> <p>ア 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。</p> <p>イ 騒音及び振動が発生する機器類の駆動部、回転部、軸受部及び基礎ボルト等については、定期的に保守点検すること。</p> <p>ウ 防音及び防振設備等の機能を定期的に保守点検すること。</p>	<p>ア 施設の周辺を鋼板又は堤防で囲むことにより、敷地外への騒音の伝播を防止し、また設置場所並びにその周辺をアスファルトで舗装することにより、敷地外への振動の伝播を防止する。</p> <p> 破碎施設については、建屋内で稼働するために、騒音の伝播を防止することができる。</p> <p>イ 施設の定期的な点検は、日常業務及び通常業務として行う。</p> <p>ウ アの鋼板、アスファルトの状況等は定期的に点検する。</p>

維持管理基準	維持管理及び監視計画
<p>(7) 粉じんの発生防止</p> <p>ア 施設の運転及び車両、重機等の運行における粉じんの発生により周囲の生活環境を損なわないように散水等必要な措置を講ずること。</p> <p>イ 集じん機等の機能検査を定期的に行うこと</p>	<p>ア 粉塵発生の恐れのある廃棄物は、建屋内で保管することとし、施設の運転及び車両、重機等の運行における粉塵の発生に対して、散水等を行って対応する。</p> <p>イ 焼却炉において、立下げ時の都度、バグフィルタ（添付資料No.1-1「施設配置図」参照）の機能検査を定期的に行う。</p>
<p>(8) 放流水の検査</p> <p>ア 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。</p> <p>イ 放流水の水質が、産業廃棄物処理施設の構造に関する基準（以下「構造基準」という。）別表－1に掲げる基準に適合するように維持管理するとともに、原則として月1回以上の水質検査を行うこと。</p> <p>ウ 放流水の定期的な水質検査は、表－1に掲げる全項目については年2回以上、また生活環境項目の（1）から（6）については月1回以上行うこと。</p>	<p>ア 共通基準「(3) 排水」の理由から該当しない。</p> <p>イ 共通基準「(3) 排水」の理由から該当しない。</p> <p>ウ 共通基準「(3) 排水」の理由から該当しない。</p>
<p>(9) 雨水等の流入防止</p> <p>施設内に外部から雨水が流入しないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>当社処分場内は、開渠が設置されており、雨水等の流入は防止されている。</p>
<p>(10) 排ガスの検査</p> <p>施設の排出口から排出されるガスにより生活環境保全上の支障が生じないように管理すること。</p>	<p>焼却施設から排ガスが排出されるが、法律に則って、年1回以上、排ガスの検査を行うことにより、生活環境保全上の支障が生じないように管理する。</p>

維持管理基準	維持管理及び監視計画
<p>(11) 排出時の産業廃棄物の確認</p> <p>ア 搬入車両から産業廃棄物を受け入れる前に、監視ゲート等により、当該産業廃棄物が中間処理できる品目であるか確認すること。また、必要に応じ産業廃棄物の試験検査により性状を確認すること。</p> <p>イ 中間処理できる品目以外の産業廃棄物の混入した産業廃棄物が搬入されないよう、排出事業者、収集・運搬業者との連絡をとる等の管理体制を確立しておくこと。</p> <p>ウ 万一、受け入れた産業廃棄物中に中間処理できる品目以外の産業廃棄物が認められた場合は、それを返却すること。</p>	<p>ア 液状、泥状物については、原則として、受入前にサンプルをもらい、性状及び排出工程等から必要と思われる分析を行う。また、受け入れる際には、目視による性状の確認及び計量を行うことで、最終的な受け入れの可否判断を行う。</p> <p>イ 上記アに加え、中間処理委託契約前に、左記の内容について排出事業者等に周知徹底する。</p> <p>ウ 万一、受け入れた産業廃棄物に中間処理品目以外の産業廃棄物が認められた場合は、速やかに返却する。</p>
<p>(12) 中間処理後の産業廃棄物の確認</p> <p>中間処理後の産業廃棄物の性状については、原則として月1回以上の試験検査により確認を行うこと。</p>	<p>焼却処理後に発生する燃え殻、ばいじんについては、重金属（カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、セレン）の溶出試験を原則として週1回以上行う。</p> <p>破碎処理後の廃棄物については、目視により確認する。</p>
<p>(13) 防火</p> <p>ア 消火器その他の消火設備については、常に整備点検し、操作方法等の訓練を行うこと。</p> <p>イ 可燃性産業廃棄物を取り扱う場合には、火気取扱責任者を置き、終業後の火気の点検、確認等の管理監督を行うこと。</p>	<p>ア 消火器及び消火設備の点検は、消防法に基づき実施し、操作方法等の訓練は、当社規定の消防計画に基づいて実施する。</p> <p>イ 可燃性産業廃棄物を取り扱うため、施設管理責任者を火気取扱責任者として、終業後の火気の点検、確認等の管理監督を行う。</p>
<p>(14) 管理事務所</p> <p>事務所内には、許可証（写）を見やすい所に掲示しておくとともに、届出書（写）、帳簿又は伝票等を備えておくこと。</p>	<p>左記書類を備えておくとともに、処理業の用に供する施設にあつては許可証を見やすい所に掲示する。</p>

維持管理基準	維持管理及び監視計画
<p>(15) 記録及び保存</p> <p>施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和49年法律第137号。以下「法」という。）第21条の2第1項に規定する応急の措置を含む）の記録を作成し、3年間保存すること。</p>	<p>施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存する。</p>
<p>(16) 事故時の補償</p> <p>事故時においては、十分な補償を行うこと。</p>	<p>事故時における補償については、当社で責任をもって対応する。</p>

3.個別基準

維持管理基準	維持管理及び監視計画
(1) ~ (3)	該当なし。
<p>(4) 産業廃棄物の焼却施設</p> <p>ア ピット・クレーン方式によって燃焼室に産業廃棄物を投入する場合には、常時、産業廃棄物を均一に混合すること。</p> <p>イ 法第15条の3の3第1項の認定に係る熱回収施設である焼却施設にあつては、外気と遮断した状態で行い、それ以外の施設にあつては、外気と遮断した状態で定量ずつ連続的に行うこと。</p> <p>ウ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を800℃以上に保つこと。</p> <p>エ 焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあつては、この限りでない。</p> <p>オ 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。</p> <p>カ 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、産業廃棄物を燃焼し尽くすこと。</p> <p>キ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>ア 焼却施設はピット・クレーン方式ではないが、ヤードで重機を1台使用し、均一に混合し供給する。</p> <p>イ 焼却処理は、二重ダンパと供給プッシャ（添付資料No.2-4「焼却炉構造図」参照）により外気と遮断した状態で定量ずつ連続的に行う。</p> <p>ウ 二次燃焼室中の燃焼ガス温度を800℃以上に保つために、計画的に廃棄物を投入する。キルンバーナ、二次燃バーナ（添付資料No.2-4「焼却炉構造図」参照）を作動させる。</p> <p>エ 焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように、計画的に廃棄物を投入する。</p> <p>オ 運転を開始する場合には、キルンバーナ、二次燃バーナを作動させることにより、炉温を速やかに上昇させる。</p> <p>カ 運転を停止する場合には、キルンバーナ、二次燃バーナを作動させる等により、炉温を高温に保ち、産業廃棄物を燃焼し尽くす。</p> <p>キ 焼却施設では、燃焼室中の燃焼ガスの温度を温度計にて連続的に測定し、データロガーにて記録し（添付資料No.2-2「計装内容」参照）、故障等が発生した場合には、速やかに補修する。</p>

維持管理基準	維持管理及び監視計画
<p>ク 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね 200℃以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね 200℃以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>ケ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（クのただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>コ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。</p> <p>サ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が 100 万分の 100 以下となるように産業廃棄物を焼却すること。</p> <p>シ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ス 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が規則別表第 3（規則第 4 条の 5 関係）に定める濃度以下となるように産業廃棄物を焼却すること。</p> <p>セ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を年 1 回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を 6 月に 1 回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ソ 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p>	<p>ク 集じん器に流入する燃焼ガスは、廃熱ボイラーおよびガス冷却室（添付資料No.2-4「立面図」参照）にてガス冷却を行うことにより、おおむね 200℃以下に冷却する。</p> <p>ケ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度は温度計にて連続的に測定し、データロガーにて記録し（添付資料No.2-2「計装内容」参照）、故障等が発生した場合には、速やかに補修する。</p> <p>コ 廃熱ボイラー、ガス冷却室、バグフィルタにたい積したばいじんは、定期修繕のタイミングで確認し、必要に応じて除去する。</p> <p>サ 煙突から排出される排ガスの一酸化炭素の濃度が 100ppm 以下となるように攪拌混合しながら、安定的に廃棄物を投入する。</p> <p>シ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度は、CO・O2 計（添付資料No.3「フローシート」参照）で記録される構造であり、連続的に測定し、データロガーにて記録する。</p> <p>ス 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が規則別表第 3（規則第 4 条の 5 関係）に定める 1ng-TEQ/m³ N 以下となるように計画的に焼却する。</p> <p>セ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を年 1 回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を 6 月に 1 回以上測定し、かつ、記録する。</p> <p>ソ 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないように、バグフィルタの定期的なメンテナンスを行う。</p>

維持管理基準	維持管理及び監視計画
<p>タ 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。</p> <p>チ ばいじん又は焼却灰の熔融加工を行う場合にあっては、灰だし設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。</p> <p>ツ ばいじん又は焼却灰の熔融を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。</p> <p>テ ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を1,000℃以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ト ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。</p> <p>ナ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。</p> <p>ニ 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設にあっては、次によること。 (ア)～(ウ) 省略</p> <p>ヌ 廃油の焼却施設及び廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設にあっては、廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認められた場合には速やかに必要な措置を講ずること。</p>	<p>タ 排ガスを水により冷却する際、その水は蒸発しすべて排ガスに移行するため、飛散及び流出により生活環境保全上の支障が生じることはない。</p> <p>チ ばいじん又は焼却灰の熔融加工は行わないため、該当しない。</p> <p>ツ ばいじん又は焼却灰の熔融を行わないため、該当しない。</p> <p>テ ばいじん又は焼却灰の焼成を行わないため、該当しない。</p> <p>ト ばいじんの薬剤処理を行う場合は、キレート剤及び水を均一に混合する。</p> <p>ナ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備える。</p> <p>ニ PCBの焼却処理は行わないため、該当しない。</p> <p>ヌ 廃油の保管は、専用の廃油タンクで行い、その周辺は防油堤で囲うこととする。ひび割れ等については、定期的に点検を行い、異常を認められた場合には、速やかに修繕する。</p>

維持管理基準	維持管理及び監視計画
(5) ~ (7)	該当なし。